

# 一般財団法人 海外留学推進協会 約款

## 1. お申し込みの前に

申込者は、本約款を承諾の上、一般財団法人 海外留学推進協会（以下、「当協会」という）に対し各種サポート（以下、「サポート」という）を申し込みます。サポートは、当協会の提携教育機関に限られ、本約款に定める範囲においてのみ無料にて提供されるものとします。

## 2. お申し込み方法

本約款に基づくサポートの契約は、申込者が当協会に所定の申込書を提出したときに成立するものとします。

## 3. お申し込みの条件

当協会は、本約款に基づくサポートの申し込みがあった場合でも次に定める事由の一つあるいは複数認められると当協会が判断した場合、申し込みをお断り、または、申し込みを取消扱いにすることがあります。

1. 申込者の学業成績が提携教育機関の評定基準や評定値に達していないとき。
2. 申込者が未成年である場合に留学について親権者の同意がないとき。
3. 留学先定員に受入余裕がないときや入学の可能性がないと判断したとき。
4. 提携教育機関への申し込み手続き及び渡航に必要な手続きが完了できる時間的余裕がないとき。
5. 申込者が健康状態等の理由により渡航に不適当と当協会が判断したとき。
6. 申込者が提携教育機関の定める性別、年齢、資格、技能、その他の条件を満たしていないとき。
7. 提携教育機関または当協会が定める必要書類等の提出期限までに、書類等の提出がなされなかったとき。当協会との連絡に対し返信がない、または当協会が申込者、提携教育機関との連絡が取れずサポートを提供することが困難と判断したとき。
8. 申込者が提携教育機関での学習に不適当と当協会が判断したとき及び当協会の業務上の都合があるとき。

## 4. サポートの範囲

### 1. 提携教育機関への申し込み手続き

希望する提携教育機関への申し込みまたは入学申請に必要な手続きのいずれかを代行または手続きの支援をします。提携教育機関の審査により可否が決まる場合、別途記載がない限り提携教育機関からの合格を保証するものではありません。

### 2. 滞在先の手続き

(a) 希望する提携教育機関が提供または斡旋するホームステイ、学生寮等の滞在先の申し込み手続きを代行または手配の支援をします。ただし、申込者の希望により滞在先の手配をしない場合、もしくは提携教育機関が寮やホームステイの斡旋を行わない場合や、滞在先がすでに定員に達しているため斡旋が不可能な場合には、この申し込み手続きの代行または手配の支援等は行いません。

各種手配において関連書類の案内や通知を行います。必要に応じて関連書類は申込者の責任で作成の上、ご提出いただく場合があります。

(b) 提携教育機関によっては、出発日以前に、寮やホームステイ先の住所、部屋番号がわからないこともあります。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生在滞することもあります。また、寮の定員の都合で希望する部屋に滞在できない場合もあります。

(c) 当協会の責によらない事由で滞在先が確保できない場合、当協会はその責を負いません。

### 3. 航空券の手配

日本国内の出発空港から海外の教育機関の最寄り空港までの往復航空券は、各自で手配するものとします。ただし希望者には当協会指定の旅行代理店を通じて航空券の手続きを行うことができるものとします。代理店が手配にあたり、満席等の理由により、希望の日時や希望の航空会社の航空券が手配できない場合があります。代理店及び当協会の責によらない事由で航空券が手配できなかった場合、代理店及び当協会はその責を負いません。

### 4. 留学費用、入学手続き等に必要となる費用の支払い手続き

(a) 提携教育機関等への入学手続きに必要な申請料、授業料、滞在費、国際速達便費用、単位互換審査機関の費用等（以下、各種費用）の支払い手続き方法についてご案内いたします。申込者は提携教育機関等へ、クレジットカードまたは銀行振込等で直接お支払いいただきます。事前申告や特別な理由なく納付期限を延滞した場合、自動的に留学手配の取消しとなります。また、その場合は取消扱いとなり、「6条2項」規定の取消料及び取消手数料を申し受けます。なお、お振込みの際の振込手数料は申込者負担となります。

(b) 各種費用の支払い手続きを必要に応じて代行いたします。当協会所定の納付期限までに、指定の金額を当協会指定の口座にお振込みいただけます。事前申告や特別な理由なく納付期限を延滞した場合、自動的に留学手配の取消しとなります。また、その場合は取消扱いとなり、「6条2項」規定の取消料及び取消手数料を申し受けます。なお、お振込みの際の振込手数料は申込者負担となります。

(c) 各種費用の支払い手続きを当協会が代行する場合、現地通貨を当協会規定の為替レートで日本円に換算、海外送金代行手数料を加えた金額をご請求します。当協会規定の為替レートは、請求時の週始めのみずば銀行の TTS レートに3%を乗じた金額（小数点第二以下は切り捨て）で算出しています。

(d) 提携教育機関でのコース単位の取得数や滞在先の部屋タイプにより料金が異なるため、当協会では概算で計算した料金を提示する場合があります。また、出発後でも提携教育機関等の都合で料金に変更になる場合があります。

### 5. 海外留学保険／海外旅行保険の加入手続き

海外留学保険または海外旅行保険の加入手続きを行います。留学生を受け入れる教育機関の多くが留学生在に保険の加入を義務付けており、当協会では海外旅行保険への加入を強く推奨しております。

### 6. ビザ（査証）取得案内

ビザは申込者各個人で申請していただきます。申込者の希望があった場合、別途有料にてビザ申請書類の作成サポートを行う会社等をご紹介しますが、取得を保証するものではありません。ビザの取得ができなかった場合、それに伴ういかなる損害について当協会は其の責を負いません。

## 5. 諸費用

### 1. 留学費用

当協会では、出願料、滞在先入金等入学手続きに必要な実費、提携教育機関の授業料及び入学登録費用、入寮予約金、部屋代、食費、その他留学期間中に必要になる費用について、提携教育機関から当協会に寄せられた資料に基づいて算出し、申込者に請求、もしくは情報提供します。また、留学費用は提携教育機関、滞在先斡旋会社その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。

### 2. 宿泊費用

日程の関係上、出発地、途中経由地でホテル等の宿泊施設に宿泊することがあります。その場合、宿泊等に関する費用は申込者の負担となります。

### 3. 緊急連絡費用

緊急を要する場合や申込者の要請により提携教育機関等に国際電話、ファクシミリ等を使用する場合には、1件につき3,300円(税込)の緊急連絡費用及び実費が必要となります。この費用は申込者の負担となります。

## 6. 申込者からの契約内容の変更・取消し

### 1. 変更

変更依頼は、書面またはメールにて受付、当協会から変更確認の旨を申込者に通知した段階で適応されます。

#### (a) 提携教育機関の変更

申し込み後ただちに提携教育機関の手続きが開始されるため、申込者の都合で提携教育機関を変更する場合は、「取消し」の場合と同じ規定が適用されます。変更先への手配に関しては、新規申込として新たに申込を行うものとします。

#### (b) 受講日程、希望コース等の変更

提携教育機関は変更せず、受講開始日を延期したり、受講コース、滞在先等を変更したりする場合は、提携教育機関の定めた約款・条件に基づいて行われ、1回の変更毎に当協会規定の変更手数料11,000円(税込)を別途申し受けます。また、変更の際に、既に支払った申込金やデポジットが提携教育機関の事情により返金されない場合や、提携教育機関の定める変更手数料を申し受ける場合があります。受講開始日を早める場合、受講開始日から30日前までにお申し出をいただけなかった場合には、特急料金として11,000円(税込)を別途申し受けます。受講開始日を未確定延期する場合、及び変更希望を提携教育機関が提携教育機関の都合で受け入れられないため留学を中止する場合は、「取消し」と同じ規定が適用されます。

### 2. 取消し（キャンセル）

取消依頼は、書面にて受け付けるものとします。申込者の個人的都合で申込みを取り消す場合は、次の(a)(b)の取消料及び取消手数料を申し受けます。取消しの時期に関わらず、提携教育機関の定める申込金の返金はされません。

#### (a) 提携教育機関の定める取消料

#### (b) 当協会規定の取消手数料22,000円(税込)

### 3. 出発後の変更・取消し

日本出国後、申込者の都合で受講期間、提携教育機関を変更・取消しをする場合、提携教育機関の定めた約款・条件に基づいて行われるものとします。ただし差額の返金を伴う変更・取消しの場合は、提携教育機関からの返金が当協会に到着した時点での当協会規定の為替レートを適用し換算したものから、銀行の換算手数料及び当協会規定の変更手数料または取消手数料を差し引いた金額を申込者指定の日本国内の銀行口座に振込みするものとします。実際に返金できる時期は、お申し出の1~3か月後になります。なお、その際の振込手数料は申込者負担となります。

## 7. 免責事項

当協会は、日本国外の教育機関を自ら運営するものではありません。従って当協会は次の各項に関して、以下のようにその責を負いません。以下の免責事項に該当する場合、支払われたプログラム費用、手配料、各種実費等は一切返金されません。

### 1. 提携教育機関によって手配できない条件がある場合

提携教育機関（主に公立・大学付属の学校）によっては、受講中に滞在先の宿泊施設を事前に手配できず、現地に到着してから提携教育機関の担当者や相談していただくことがあります。その他提携教育機関側の都合で申込者の希望の滞在先が叶わない場合、当協会はその責を負いません。

### 2. 提携教育機関が契約を遂行できない場合

提携教育機関の都合でコース内容や条件が変更されたり、コースの一部または全部が実施されなくなった場合、当協会は原状に復する努力をいたしますが、その変更や中止に伴う損害について当協会は其の責を負いません。

### 3. 希望コースに入学できない場合

現地に手配した時点で申込者の希望のコースがすでに満員であった場合には、その旨を申込者に通知した上で第2希望の手配をいたします。第2希望がない場合は取消扱いとして、所定の取消手数料を申し受けます。

### 4. パスポート（旅券）・ビザが取得できない場合及び入国できない場合

申込者のパスポート、必要な査証が取得できない場合、また日本国ないし、渡航国の判断により入国できない場合、または現地での入国を拒否された場合、当協会はその責を負いません。また、その場合は取消扱いとなり、「6条2項」規定の取消料及び取消手数料を申し受けます。

### 5. 天災、地震、戦争、テロ、ストライキ、伝染病や感染症の蔓延等、その他不可抗力による場合

### 6. 法令、公序、良俗に反する行為のため生じた損害は個人に帰します。また提携教育機関等の規則に違反した場合、申込者の責となり、当協会はその責を負いません。

## 8. その他

- ・当協会は、当協会の責によらない事由により申込者がなんらかの損害を受けた場合、その責を負いません。本サポートについて訴訟請求を希望される場合は、当協会管轄裁判所へ願います。
- ・当協会では、申込者の個人データ等守られるべき情報の一切を外部に漏らしません。ただし、現地サポート、事故対応時に必要な場合には当協会と提携する海外サービス機関に申込書の内容を開示いたします。
- ・当協会は、本約款に記載された範囲でサポートを提供します。渡航先等で申込者に生じた損害の責任は申込者本人に帰し、当協会はその責を負いません。
- ・本約款は、2025年2月1日以降に申し込まれる全てサポート申込契約に適用されます。
- ・本約款は予告なく変更されることがあります。本約款の変更は、当協会が変更内容を当協会所定の方法で周知し、周知の日から7日以内に申込者が当協会に対し書面で異議を申し出ない限り、当該周知の日から8日の経過により効力が生じ、申込者は当該変更内容に同意したものとみなします。

## 9. プライバシーポリシー

当協会は、当協会が定める「プライバシーポリシー（<https://www.ryugaku.or.jp/privacy.html>）を遵守し、特に本約款に基づくサポートにより取得する申込者の個人情報について、以下の通り取り扱います。

### ■個人情報の適切な保護

一般財団法人 海外留学推進協会（以下、当協会）は、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏洩、滅失または毀損を防止する保護策を講じます。

### ■個人情報の利用目的

お客様がご自身の個人情報を当協会に提供されるか否かは、お客様のご判断によりますが、もしご提供されない場合には、適切なサービスが提供できない場合があります。予めご了承ください。お問い合わせ等により提供されたお客様の個人情報及びご利用状況は、次の目的に利用いたします。また、その利用目的における連絡・情報提供・ご案内等は、電話・郵便・FAX・電子メール等の電磁的方法のいずれかの方法により行います。

#### 1. お客様への連絡

フェア、説明会等、お問い合わせのサービス関連情報の提供ならびにその他のアフターサービス

#### 2. 関連情報の提供

お問い合わせ内容に関する情報やサービス以外の当協会が提供する関連サービスのご案内

#### 3. サービス向上のための統計データの作成等

個人の識別や特定ができない状態に加工した統計的データを作成し、調査及び分析

### ■個人情報の第三者への提供

お客様の個人情報は、次項に基づく委託先への提供を除き、ご本人の同意なしに第三者へ提供することはありません。

#### 1. お問い合わせのサービス関連情報が当協会と提携する会社（以下、提携会社）を窓口として提供される場合

#### 2. 提携会社での手配業務を利用する場合

#### 3. 提携会社の実施する商品発送業務・役務（サービス）をご注文された場合において、所定の申込書または Application Form にご記入／ご入力いただいた個人情報を書面またはデータ送信等電磁的方法により提携会社に提供する場合

※上記の場合、お客様の個人情報は、提供先が自ら定める個人情報保護管理規程に従い管理されます。

### ■第三者への委託及び委託先との契約

お客様の個人情報は、以下に掲げる場合、当協会業務委託先に提供することがあります。本項に基づき委託をする場合、当協会は個人情報を適切に保護できる管理体制を敷き、実行していることを条件として委託先を厳選した上で、守秘契約を委託先と締結し、お客様の個人情報が厳に管理されるよう適切な措置を講じます。なお、前項により提携会社に個人情報を提供する場合、本項に準じて適切な措置を講じます。

#### 1. 海外留学の提案や支援及び関連商品・サービスのご案内の発送及び発信

#### 2. 情報システムによる情報管理及び情報配信

#### 3. 当協会の業務委託先が、当協会に代わってアフターサービス等の個別の役務を提供するために必要がある場合

#### 4. 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを委託する場合

#### 5. その他特定の目的のためにお客様から同意を得た場合

### ■お客様からの利用停止、削除等の申し出について

お客様は、当協会に対してご自身の個人情報の開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止要求を行うために、当協会問合せ窓口に出すことができます。その際、当協会はお客様がご本人であることを確認した上で、合理的な期間、法令等に定められた範囲内で対応します。また、費用は原則として無料としますが、場合により調査確認に要する実費経費を事前の承諾を得て請求させていただくことがございます。手続きについては、下記の問い合わせ先まで文章にてお申し出ください。

### 【個人情報に関するお問い合わせ先】

一般財団法人 海外留学推進協会 代表理事

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-4-11 全研プラザビル B1F

連絡先：03-6858-1581 E-mail：info@ryugaku.or.jp

令和7年（2025年）2月1日 改定

## 滞在先についての同意事項

以下の通り、寮及びホームステイでの現地滞在についての概要や注意事項をご理解の上、この先の留学手続きの継続ならびに渡航をいただきますよう、お願い申し上げます。

本件について、ご不明な点等ございましたら、お気軽に担当者までお問合せください。

### 寮滞在

海外留学では、現地教育機関の規定に基づき留学生が入寮できる寮が選定され、その中から留学生が希望の条件などを提示、最終的には現地教育機関が滞在先を決定します。大学や教育機関において、寮は留学生が海外生活を安心して過ごせるよう設計されていますが、他の学生との共同生活には特有の課題も伴います。

寮は通常、相部屋または個室で構成されており、相部屋の場合、異なる文化や生活習慣を持つルームメイトと一緒に過ごすこととなります。例えば、睡眠や勉強の時間、部屋の清潔さ、音楽や会話の音量といった日常生活の些細な違いが、意見の食い違いにつながる場合があります。このような事案を解決するため、自らルームメイトとの話し合いの場を設けることが大切です。また、こうしたトラブルに対応するため、多くの寮では、困ったときに寮スタッフ（大学寮の場合は大学職員や学生スタッフ／民間寮の場合は寮の職員）が相談に応じる体制が整えられています。必要に応じて当該スタッフに相談することが求められます。さらに、寮内で提供されるワークショップやイベントは、コミュニケーションスキルや異文化理解を深める貴重な機会となります。こうしたサポートにより、寮生活は単なる居住手段ではなく、人間関係を学び、文化の壁を越えて他者と協力する力を養う場として提供されます。

そのため、寮は一時的な宿泊施設（ホテル）のような役割ではなく、学生自身の希望による部屋の移動やルームメイトの変更が受け入れられないことが一般的です。

### 寮のスタイル／ルームメイト

大学寮の手配では、指定されるオンラインポータルサイト上で、希望内容を入力します。その後、出願や寮の申し込み書類が受領された順に手配が進められます。最終的には、留学生の希望条件等を踏まえて手配先の寮が通知されます。民間寮の場合は事前の空き状況に応じて仮押さえの手続きを行います。

ルームメイトは現地生または留学生ですが、同じ在籍校や同じ国籍の学生がルームメイトになる可能性もあります。異性と同一寝室にプレースされることはありませんが、寮によっては同じフロアに異性が滞在している場合や Student House といった男女共有のシェアハウスの環境の場合もあります。

主に大学寮では、キャンパス内での Meal Plan（食券や食事カード）などを利用、時間指定はなく、決められた数の食事を決められた期間で消化するスタイルが一般的です。民間寮の場合、食事プランはなく、自炊が一般的です。

## <注意事項>

- ・寮の申し込み = 寮の確約、とはならず、手配途中で、教育機関（大学や語学学校）の受け入れは決まっても、寮の手配ができないとして現地から通知が届くことが稀にあります。その場合、現地教育機関からは、ホームステイでの手配、出発時期の延期などの提案となる可能性があります。また、一人部屋や二人部屋を希望した場合でも、空き状況によっては三人部屋またはそれ以上の複数部屋が手配されることがあります。一人部屋の場合でも、隣の部屋の音が聞こえる騒音問題など、個室ならではの問題が生じる可能性もあります。
- ・手配先によっては、部屋の情報が出発直前に届く場合もあります。また、ルームメイトの情報は事前に判明しないことが一般的です。
- ・手配先により、備え付けの家具や寝具の内容が異なります。必要に応じて事前または現地到着後に購入をいただきます。
- ・個人的な理由や現地が認めない理由による部屋やルームメイトの変更はできません。

## <寮生活におけるトラブル例>

### 生活リズムの違い

留学生が勉強のために夜遅くまで起きている一方で、ルームメイトは早朝に起きる生活をしている場合、照明や音の問題が生じることがあります。例えば、留学生が夜中に電気をつけて勉強することで、ルームメイトが睡眠不足を訴えるケースです。

### 部屋の清潔さに関する意識の違い

留学生が頻繁に掃除をする習慣を持っているのに対し、ルームメイトが散らかし放題で生活する場合、部屋の使い方について不満が高まる場合があります。特に共有スペース（机やクローゼット、バスルームなど）が散らかることで、トラブルに発展することがよくあります。

### 食べ物やにおいに関する問題

留学生が母国の伝統的な料理を持ち込んだり、部屋で調理を行ったりした際に、香辛料や食材のにおいがルームメイトにとって不快と感じられる場合があります。このような文化的な違いが摩擦の原因となることがあります。

### 訪問者に関するトラブル

ルームメイトが友人を頻繁に部屋に呼ぶことで、プライバシーが損なわれたり、勉強に集中できない状況が生じることがあります。特に深夜に友人が集まる場合、騒音や迷惑行為が問題となることがあります。

### 物の共有に関する意識の違い

共有スペースや物品（冷蔵庫や電子レンジなど）の使用ルールが明確でない場合、勝手に相手のものを使ったり、共有物が壊れることで不満が生まれることがあります。特に高価なアイテムや個人的な物が関与する場合、トラブルが深刻化することもあります。

### 文化的な無理解や偏見

ルームメイトが留学生の文化や宗教的な習慣を理解していない場合、不適切な発言や行動が問題になることがあります。例えば、特定の宗教的な理由でアルコールや特定の食べ物を避けている場合に、それを軽視する発言が対立を引き起こすことがあります。

### 音楽や娯楽の好みの違い

ルームメイトが大音量で音楽を流したり、頻繁に動画を視聴することで、留学生がストレスを感じる場合があります。特に、異なる言語やジャンルの音楽が問題の種となることがあります。

## ホームステイ

ホームステイにおけるファミリー（ホストファミリー）は、現地教育機関またはホームステイ斡旋機関がそれぞれの規定に基づき、選定された家庭です。しかしながら、新型コロナを経て、ホストファミリーの登録数は激減し、さらに受け入れを継続しているホストファミリーにおいても過去の生活水準を維持することが難しくなっています。

### ① ファミリーの人種・家族構成等

人種、文化的背景、宗教、家族構成、経済状況など、以下に挙げる例を含め、如何なるリクエストをすることはできません。

例) アジア系・ラテン系・アフリカ系など、様々な人種や文化的背景をもった家庭があります。一部のご家族では日本のバックグラウンドがある家族のメンバーがいる場合もあります。

家族構成においては、母子家庭、老夫婦、共働き、同性婚、子供の有無や性別など、様々な家族構成の選択肢から選定されます。

### ② 食事

ファミリーの日常の生活で提供される食事が留学生にも同じように提供されます。専業主婦のホストマザーがいるからといって、日々、手作りの食事が提供されるとは限りません。欧米では冷凍食品やデリバリーが日々の生活でも多用されることも珍しくありません。ベジタリアンやビーガン、逆に BBQ や肉料理が中心となる場合もあります。味付けも様々です。むしろ、日本食のような栄養バランスのとれた食生活を期待することは難しく、自分に合った食事を求めるのではなく、現地の生活に自分が合わせる努力をすることが大切です。朝食はコーンフレークやオートミールシリアル、トーストなど簡単に自分で済ませることが多くなるかもしれません。日々の食事が自分に合わないことを不満に思う場合には、まずホストファミリーに希望や意向を伝えて、買い出しに同行したり、料理をする機会を設けて、自分の好みをホストファミリーにも共有してみましょう。

現地到着後、朝食や夕食の時間、準備の仕方、キッチンの利用についても確認をしましょう。

### ③ ペット

一般的に海外ではペットを飼っていないファミリーを探す方が難しいと認識されています。日本の学生はペットアレルギーを持つ方、ペットが苦手な方も多くいるとされていますが、原則、ペットのいないファミリーを指定することはできません。アレルギーの程度によっては飲み薬などを持参し、各自対応をすることが求められます。

### ④ 通学時間

現地教育機関やホームステイ斡旋機関では、大学までの通学時間の目安を1時間前後にホストファミリーを選定しています。しかしながら、急激なホストファミリー数の減少に伴い、一部の地域ではそれを大幅に超える通学時間が必要となる場合もあります。また、大学までの送迎はホストファミリーの義務ではないため、バスなどの公共交通機関を利用しての通学が一般的です。比較的都会と認識されるエリアであっても、バスを1本逃すと次の運行が1時間後になることも珍しくありません。渋滞等で予想される通学時間を大きく超えることを想定の上、出発時間や帰宅時間を柔軟にご対応いただく必要があります。

乗車方法やルート、運行スケジュールは現地での生活が始まり次第すぐにホストファミリーと相談の上、通学に備えてください。

#### ⑤ 週末の過ごし方／団らん

家庭環境によっては、毎日ホストファミリーと定期的なコミュニケーションの時間があるとは限りません。週末も必ず繁華街やショッピングに連れていってくれることを期待はできません。

しかしながら、せっかくの留学を最大限満喫することも重要な取り組みの1つとして、ホストファミリーとは日々コミュニケーションを試みながら、行ってみたい場所、やりたいことなど、自身の希望をホストファミリーにとって無理のない範囲で伝えてみるようにしてみてください。

#### ⑥ ホームステイ環境

ホームステイ先では原則、1人部屋（シングルルーム）が用意されます。

それ以外の環境については、原則、ホストファミリーのハウスルールに従って過ごすことが求められます。※一部のホームステイ手配では1人部屋でない場合もあります。

#### ⑦ ハウスルール

多くのホストファミリーでは、お手伝いやシャワーの時間、スマホやWi-Fi利用、自室の管理、門限、異性との交流など、様々なルールが設けられています。それらの多くは生活を規制する目的ではなく、留学生を受け入れる中で、お互いの生活を尊重し、安全に過ごすために必要なルールであることを理解してください。留学生は「ゲスト」ではなく、ホストファミリーにおける家族の一員として過ごすことが求められます。

#### ⑧ ハウスメイト

家の規模に応じて、他の留学生がハウスメイトとして手配／登録されていることがあります。入居直後には自分ひとりでも、時期を問わず留学生の受け入れがされることもあります。その場合の国籍や性別を指定することはできません。

#### ⑨ 日本人留学生

日本の大学からの1年留学や学期留学の場合など、可能な限り同じ在籍校の学生が同じホストファミリーに手配／登録されないようリクエストをあげますが、現地手配事情によっては、時期や期間を問わず、そのリクエストが叶わない場合がありますことをご理解ください。

#### ⑩ その他

上記の事案について、ホストファミリー情報が提示された際の内容が留学終了まで維持されることを確約することはできません。渡航後にホストファミリーが変更になったり、現地事情により、突然のホストファミリー変更や短期的な移動が求められることもあります。

また、正当な理由なくホストファミリーの変更を申請することはできません。万が一、一方的とられる変更の意志をホストファミリーやホストファミリー斡旋機関に伝えた場合、ホストファミリーからの退去要請を受けることもあります。